



# 暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

## 司会者養成講座の受講契約における受講料の不返還特約等を消費者契約法に基づき無効とした事例

ブライダル司会者養成講座契約における受講料の不返金特約は、消費者側の解約のみを一方向的に制限するもので、当該制限部分は消費者契約法10条により無効であり、また、受講料の不返金特約のうち、解約に伴う未受講分の受講料の返還を制限する部分は、事業者側に生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償等の額を予定する条項であるから、消費者契約法9条1号によっても無効であるとした事例。(東京地方裁判所平成30年3月23日判決、『消費者法ニュース』116号340ページ、LEX/DB掲載)

原告(被控訴人)：X(消費者)  
被告(控訴人)：Y(司会者養成業・派遣業者)  
関係者：A(Yの代表者)

### 事案の概要

Yは、ウェディングに関する司会者の養成講座(以下、本件養成講座)を開講するとともに、結婚式場等に司会者をあっせんする事業を行っている。

Xは、本件養成講座を受講する旨の契約(以下、本件受講契約)を締結した当時は、結婚して第1子を育児中の専業主婦であったが、結婚前にはアナウンサーとして勤務した経験があった。

Xは、2015年1月下旬、Yとの間で、次の約定に基づき、本件受講契約を締結した。

- (ア) レッスン回数 12回
- (イ) 受講料 約16万円(税込み)
- (ウ) 特約条項 本件受講契約成立後は、Xは本件受講契約の解約・受講料の返金を請求することはできない。Xが本件養成講座を受講しなかった場合、Xは受講料を支払わなければならない。(以下、不返金特約)

Xは、本件受講契約締結後、間もない時期に、Yに対し、本件養成講座の受講料として約16万円を支払った。

Yは、同年3月上旬、4回目のレッスンが終了

した段階でXに対し、同年4月上旬に施行される結婚披露宴(以下、4月上旬披露宴)の司会業務を行うことを依頼し、Xはこれを引き受けた。

Xは、4月上旬披露宴に関して、同年3月中旬に新郎新婦との事前の打ち合わせを行ったうえで、同年4月上旬、司会業務を行った。

しかし、出来がよくなりウェディングプランナーにも批判され不安になったが、Xは、同年4月下旬までに、Yから数件の司会業務の依頼を受け、これを引き受けた。

Xは、同年4月下旬、Xの夫を通じて、Aに対し、体調不良を理由として同日に受講予定であったレッスンを欠席する旨、体調回復を優先させるために同日までに決まっていた司会業務をすべてキャンセルしたい旨を電話で連絡した。

Aは翌日、Xの夫に対し、おおむね次の内容のメールを送信して、Xに対して損害賠償を請求する意向を示した。

- ア Xが司会業務をキャンセルしたことによって、Yには現時点で少なくとも3万円の損害が生じている。
- イ 4月上旬披露宴に関するXの報酬は1万円である。



ウ したがって、前記アの損害金と前記イの報酬とを相殺して、Yは、Xに対し、損害賠償として2万円の支払いを請求する。

Xは、同年4月下旬に予定されていたレッスンを欠席してから現在まで、本件養成講座のレッスンを受講しておらず、本件受講契約の定める計12回のうち5回が未受講となっている。

Xは、同年10月上旬、Yに対し、Yが、受講契約の締結を勧誘するに際し、レッスンの内容という重要事項について事実と異なることを告げ、Xを誤信させて契約を締結させたから、消費者契約法(以下、法)4条1項1号に基づき契約を取り消したと主張して、Yに対し、不当利得返還請求権に基づき、支払い済みの受講料相当額約16万円とその利息の支払いを求めた(本件第1事件)。

Yは、講座を開講しつつ司会者のあっせん事業を営むが、講座を受講中であったXとの間で結婚披露宴の司会業務の委託契約を締結したにもかかわらず、Xが正当な理由なく司会業務を履行しなかったために損害を被ったと主張して、Xに対し、業務委託契約の債務不履行または不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害金合計53万円とその利息の支払いを求めた(本件第2事件)。

原審は、Xの本件第1事件請求およびYの本件第2事件請求をいずれも棄却した。これに対し、Yが控訴を提起し、Xが、附帯控訴を提起するとともに、控訴審において、予備的請求として、Yに対し前記受講契約の解約を原因とする未受講分の受講料相当額6万7500円の不当利得返還請求を追加した。

主たる争点は、Xが勧誘時の重要事項に関する不実告知を理由に本件受講契約を取り消すことができるかという問題(争点Ⅰ)と、中途解約時の不返金特約が消費者契約法に違反しないかという問題(争点Ⅱ)である。



## 理由

**争点Ⅰ Xは、Yによる勧誘時の重要事項に関**

**する不実告知を理由に本件受講契約を取り消すことができるか**

確かに、Yは、体験レッスンの段階では、本件受講生に対し、レッスンを受講中に司会業務を行うことがある旨の説明はしておらず、Xにもその旨の説明をしていなかったものと認められる。しかしながら、Xは、プロの司会者になることを目的として本件養成講座を受講することとしたのであるから、レッスンの受講中の時期であるかは措くとしても、いずれかの時期には司会者としてデビューする可能性があることを想定していたというべきである。そのうえで、Xは、本件各披露宴のうち少なくとも一部の披露宴は、Yから個別に依頼を受けており、そのうち、4月上旬披露宴は実際に司会業務を行った。したがって、司会業務の実施は、本件養成講座のレッスンの内容ではなく、本件受講契約とは別個の業務委託契約に基づくものであり、Xは、少なくとも、Yから司会業務を引き受けた段階では、本件養成講座のレッスンを受講している最中の段階で実際に司会業務を行うことを理解して、これを了承していたと認めるのが相当である。

そうすると、本件受講契約の勧誘に際し、レッスンを受講中に司会業務を行うことがある旨の説明をしていなかったとしても、Xに対し、本件養成講座のレッスン内容という重要事項について事実と異なることを告げたと評価できない。

**争点Ⅱ Yは、本件受講契約の不返金特約により、未受講分の受講料相当額の返金義務を免れるか**

本件受講契約は、準委任契約であるから、本来、当事者はいつでも解除(解約)できる(民法651条1項、656条)ところ、不返金特約は、Xからの解除(解約)のみを一方向的に制限するものであって、信義則に反するというべきである。したがって、不返金特約のうち、Xからの解除(解約)を制限する部分は、法10条により無効である。

法9条1号の「平均的な損害」は、解除の事由、時期のほか、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用等損害の内容、契約の代替可能性・変更しないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性<sup>がいぜん</sup>等の

事情に照らし、判断するのが相当である。

これを本件についてみると、本件養成講座は、受講の開始時期について特段の制限がないこと、将来的に司会者としてデビューできる見込みのある者とのみ本件受講契約を締結することとしていること、本件養成講座のレッスンの内容は、定型的・画一的なものではなく、受講生に応じて定められるものであること、本件養成講座のレッスンは、担当講師が直接、受講生を指導する形態であること、本件養成講座のレッスンは、決められた曜日に定期的の開講されていること、各回のレッスンには複数の受講生が参加し、1名の講師が担当すること、以前は、実際の結婚式場等を借りてレッスンに使用することもあったが、現在では、実際の結婚式場等を使用したレッスンは行っていないことが認められる。

これらの事実を照らすと、本件養成講座は、Yにおいて将来的に司会者としてデビューできる見込みのある受講希望者を選別する必要があり、また、講師が直接、受講生を指導するため、無制限に受講生を受け入れることができるものではないが、他方で、受講希望者の募集について時期的な制限がなく、受講生の受け入れ人数を柔軟に設定できると考えられるから、代替可能性・変更ないし転用可能性が低いとは認められず、また、開講に当たって要する準備費用も相対的には大きくない業態の事業であると認められる。したがって、解除の事由、時期を問わず、本件受講契約の解除(解約)により、一律に受講料相当額の損害がYに生じると認めることはできない。

以上によれば、不返金特約のうち、解除(解約)に伴う未受講分の受講料の返還を制限する部分は、Yに生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償等の額を予定する条項であって、法9条1号により無効であるといわざるを得ない。

よって、Xの当審における予備的請求には理由がある。

## 解 説

本件は2つの事件から成り、本件第1事件で、

Xは、「Yが、本件養成講座を受講すれば結婚式の司会に関する知識やマナーが習得できる旨の説明をして、本件受講契約を締結させたにもかかわらず、本件養成講座のレッスン内容は、①プロでもないXにいきなり実際の結婚披露宴の司会を務めさせるものであり、また、②レッスンと称しては、新郎新婦や結婚式場との打合せや準備に充てるなど、契約締結時の説明とはかけ離れたものであったから、本件養成講座のレッスン内容という重要事項について事実と異なることを告げたものであり、法4条1項1号所定の取消事由がある」と主張した。しかし、裁判所は、「Xは、少なくとも、Yから司会業務を引受けた段階では、本件養成講座のレッスンを受講している最中の段階で実際に司会業務を行うことを理解して、これを了承していたと認めるのが相当である」として、Xの主張を退けた。

本件第2事件は、Xが、レッスンを開始して4回目に本物の披露宴をレッスン名目で任され、司会の出来があまりよくなかったことなどからウェディングプランナーにも批判されるなどして不安になり、その後の別の新郎新婦の打ち合わせに行かなかったところ、Yから53万円の損害賠償請求をされたという事件である。裁判所は「Xは、最終的には自らの判断により本件各披露宴の司会業務を引き受けている」などと述べ、「Xが、本件各業務委託契約に基づく業務をキャンセルしたことについては、Yの受講生に対する司会業務の委託の在り方にも一因があったことをY側の過失を基礎付ける事情として考慮する余地があるのは格別、これによってXの債務不履行の帰責性や不法行為の違法性を否定すること困難である」として、Yが披露宴に代替の司会者をあつせんするために要した費用とXに支払う予定だった報酬の差額である8万円の損害賠償を認めた。

前記「理由」で示した争点Iは、Xによる本件受講契約の取消しに関するものである。Yは、Xに本件受講契約の締結を勧誘する際に、レッ





スン受講中に司会業務を行うことがある旨を説明していなかった。これにつき本判決は、法4条1項1号所定の取消事由があるとするXの主張を認めていない。しかし、受講契約の内容がどのようなものであるかは、受講生にとって重要な関心事であることからすると、本件受講契約を勧誘する段階で、司会業務を行うことがある旨の説明を受講生にしておくべきであったと思われる。その意味で、Xが主張するように、法4条の取消しを認める余地もあったと考えられる。

**争点II**は、本件受講契約の不返金特約の有効性に関するものである。本件受講契約の不返金特約は、委任者であるXの解除権(民法651条1項、656条)を制限するとともに、解除(解約)の時期にかかわらず(レッスンの受講の有無にかかわらず)、受講料全額について返金を認めない旨の条項である。したがって、本不返金特約は、Xから解除権を奪う条項であり、法10条の適用対象とみるのが素直である。しかし、本件と同様にいったん受領した対価を返還しないという事案である学納金不返還特約について、最高裁判所は、法9条1号該当性を認め、法10条該当性については、不返還特約のうち平均的な損害を超える部分に限り法9条1号によって無効とされるのであり、不返還特約の目的、意義に照らすと、同号によって無効とならない部分が、法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に該当しないことは明らかであるとして、法10条該当性を否定している(参考判例①等)。

法9条1号の「平均的な損害」は、解除の事由、時期のほか、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当であるとする本判決の判示は、先例である参考判例②等に従ったものである。これに基づき、本件受講契約は、代替可能性・変更ないし転用可能性が低

いと認められないとして、本件不返金特約のうち、解除(解約)に伴う未受講分の受講料の返還を制限する部分は、Yに生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償等の額を予定する条項であって、法9条1号により無効であるとする本判決の判断は、妥当なものといえよう。

いったん受領した対価を返還しないという特約の有効性については、法9条1号の問題としたものとして、「LPガスの利用者と供給事業者との間におけるLPガス供給のための消費設備に関する利益調整合意に定められた補償費の定めは、当該設備の価格補填<sup>ほてん</sup>の目的に出たものと解することはできず、単に利用者が当該設備の貸与契約を解約したときには何らの対価もなく利用者側に発生する金銭支払義務を定めたものであるから、補償料の定めは、解約に伴う違約金の定めと解すべきである」とした参考判例③や、弁護士委任契約における中途解約に当たり、「みなし成功報酬金額の請求を定めた特約が法9条1号に該当する」とした参考判例④等がある。法10条の問題としたものとして、「請負予約における工事申込金の不返還条項について、請負契約が成立に至らなかった場合、理由の如何<sup>い</sup>を問わず工事申込金は原告に返還しないという趣旨のものと認められるから、不返還条項は、原告に債務不履行がある場合に支払う違約金を定めた条項と解することはできない」として、法10条を適用した参考判例⑤等がある。

### 参考判例

- ① 最高裁平成18年11月27日判決(『民集』60巻9号3437ページ、裁判所ウェブサイト)
- ② 東京地裁平成14年3月25日判決(『判例タイムズ』1117号289ページ、LEX/DB)
- ③ 東京高裁平成20年12月17日判決(『金融・商事判例』1313号42ページ)
- ④ 横浜地裁平成21年7月10日判決(『判例時報』2074号97ページ)
- ⑤ 東京地裁平成20年12月25日判決(Westlaw Japan)